

診療情報の提供に関するご案内

当院では、平成 11 年 4 月に日本医師会において制定されました「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療記録等（カルテ・各種検査記録等）の開示を行っています。

開示の方法は、以下の通りとなっております。

1 開示する診療記録等

平成 12 年 4 月 1 日以降の診療に関する記録で、5 年以内の記録

2 開示の対象となる患者様の範囲

当院において、現在外来または入院診療を受けておられる患者様が対象となります。

3 開示請求者

- ① 患者様ご本人
- ② 患者様の法定代理人
- ③ 患者様ご本人から代理権を与えられた親族
- ④ 患者様のお世話をしている親族または縁故者

4 開示の方法

① 開示請求申込書による開示請求の場合

開示請求者が、所定の申込書のより病院長に開示請求します。この際に、開示を希望する診療記録等及び開示方法（閲覧・コピーの交付）も併せて明記していただきます。

② 外来又は入院診療の際における情報提供の請求の場合

患者様ご本人が口頭で主治医に情報提供の請求をされた場合は、主治医が口頭で情報提供をします。診療記録等の閲覧及び一部記録のコピー交付希望の場合は、開示請求申込書により請求していただきます。

③ 開示方法等（主治医が立会い、ご希望があれば、診療記録等の補足説明を致します。）

- ・診療録の閲覧 ・各種検査成績表の閲覧 ・各種検査成績表のコピー
- ・X線写真等（CT・超音波を含む）の閲覧
- ・X線写真等（CT・超音波を含む）のコピーの交付
- ・その他の診療に関する記録の閲覧

5 開示ができない場合

診療記録等の開示については、次に掲げる事由に該当する場合には、開示請求に応じられないこともあります。

- イ 第三者の利益を害する恐れがある場合
- ロ 患者様ご本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- ハ 不相当とする事由がある場合

6 開示に伴う経費

診療記録等の開示に伴い、主治医からの補足説明、又は、診療記録等のコピーの交付を希望した場合には、以下に掲げる経費の実費額を請求させていただきます。（別紙参照）

- ① 主治医の補足説明に係わる経費 ② 診療録要約書の作成費
- ③ 記録等のコピー作成費 ④ 各種検査成績表のコピー作成費
- ⑤ X線写真等のコピー作成費

7 開示に関する問合せ先

〒779-3125

徳島市国府町早淵字北カシヤ 5 6 番地 1

医療法人 明和会 たまき青空病院 診療情報管理室

TEL 088-642-5050

お問い合わせ時間 月曜日～土曜日 9:00～17:30